



うちなー健康経営宣言

第 1339 号

令和 5 年 2 月 20 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

当事務所は、「親身」「スピード」「提案」の3つの言葉を軸に、「進化し続けるプロフェッショナル集団」をコンセプトとして、大企業から中小企業、そして個人事業者の方まで幅広いお客様のベストパートナーであり続けたいと考えております。

そのためにも、社員一人ひとりが心身共に健康で楽しく働ける環境を目指し、健康づくりに取り組むことを宣言します。

国吉大陸公認会計士・税理士事務所 所長 国吉 大陸

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 感染症予防に取り組む。
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
8. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。